

神奈川県立のふれあいの村の指定管理者募集に係る質問と回答

平成27年6月4日

	質問	回答
23	現在ふれあいの村の施設使用料は振込不可となっておりますが、指定管理者の提案として振込可とすることは可能でしょうか。条例等で振込不可と定められているのでしょうか。	利用料金の徴収方法については、参考資料4の「2(2)利用料金の徴収に関する業務」に記載のとおり、指定管理者が規程等により定めることとなっております。 なお、神奈川県立のふれあいの村条例第11条第3項において「利用料金は、前納とする」と規定していますので、徴収方法に関わらず、これを遵守しなければなりません。